

2020年1月22日

東芝機械に対する株主の意思を確認するための臨時株主総会開催の要請について

株式会社オフィスサポート
代表取締役 池田 龍哉

弊社は、本日、東芝機械株式会社（以下「東芝機械」といいます。）に対して、①1月17日に公表された買収防衛策（以下「新買収防衛策」といいます。）の導入を承認するか否か、②新買収防衛策を弊社グループに対して発動すべきか否かの2点を問う臨時株主総会（以下「総会」といいます。）を早急に開催するようご連絡いたしました。弊社らは、東芝機械取締役会が新買収防衛策を導入するのであれば、本来、東芝機械取締役会の独断によるのではなく、株主の皆様を意思を確認する必要があると考えております。つきましては、早急に上記総会を開催するよう、東芝機械に要請いたしましたのでお知らせします（東芝機械に送付した書簡は、別添をご参照ください）。

なお、弊社子会社による公開買付けは、東芝機械の株主の皆様は株式の売却機会を提供するものです。東芝機械の取締役会が自らの保身のためにその機会を奪うのは、株主に対する背信行為と評価せざるを得ません。

2020年1月22日

東芝機械株式会社
取締役会御中

株式会社オフィスサポート
代表取締役 池田 龍哉

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社の昨日（1月21日）付け「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関するお知らせ」を拝見いたしました。

貴社はその中で「当社株式に対する大規模な買付行為がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきもの」と述べ、弊社の子会社である株式会社シティインデックスイレブンスによる貴社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について「株主の皆様の適切なお判断の機会を奪うものであり、当社として、誠に遺憾であると考えております」と述べています。

しかし、貴社が昨年（2019年）5月16日に公表された「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）について」と題するリリースに記載されているとおり、株主の意向に従って買収防衛策を廃止したにもかかわらず、廃止からわずか7ヶ月後に株主の意思に反して「有事」という名目で買収防衛策を復活させた貴社取締役会こそ、株主の意思をないがしろにするものであり、許されるものではありません。

しかしながら、弊社は、株主の意思を確認することにやぶさかではありません。つきましては、①1月17日に公表された買収防衛策（以下「新買収防衛策」といいます。）の導入を承認するか否か、②新買収防衛策を弊社グループに対して発動すべきか否かの2点を問う臨時株主総会（以下「総会」といいます。）を早急に開催してください。迅速に手続きを進めていただければ、本公開買付けの公開買付期間中に総会を開催することも可能だと思いますが、もしどうしても間に合わないということであれば、弊社は、公開買付期間を延長する用意がありますので、貴社からのご相談に応じます。

なお、上記2議案の可決には、「①1月17日に公表された新買収防衛策の導入を承認するか否か」については普通決議でも株主の賛成の意思表示と解することも可能かと存じますが、「②新買収防衛策を弊社グループに対して発動すべきか否か」については、ブルドックスソース事件において最高裁平成19年8月7日決定が「出席した株主の議決権の約88.7%、議決権総数の約83.4%の賛成により可決された」ことを判断根拠としていること、新買収防衛策に基づく新株予約権の発行は有利発行と同視されることの2点から、少なくとも特別決議を要するものと考えます。

上記総会についての貴社のご対応方針を早急にご回答願います。

以上、ご連絡申し上げます。

敬具